



## 6. 衛生規制と環境情報提供

### Q6-1：ロックウールおよびロックウール製品を取扱う場合は、労働衛生上の法規制を受けますか？

A： ロックウールは人造鉱物に該当するので、粉じん障害防止規則の適用を受けますが、すべての取扱う作業が該当するわけではなく、次の作業を行う場合に適用されます。

|   |                                   |
|---|-----------------------------------|
| 1 | 鉱物を裁断し、削り、または仕上げする場所における作業        |
| 2 | 鉱物を動力により破砕し、粉砕しまたはふるい分けする場所における作業 |

また、ロックウールは労働安全衛生法施行令別表第9に定める表示・通知義務対象物質になり、ラベル・SDS（安全データシート）により作業者に周知させることが必要です。

なお、SDSについてはQ6-3、Q6-5をご参照ください。

### Q6-2：1993年（平成5年）1月に労働省より「ガラス繊維及びロックウールの労働衛生に関する指針」が示されましたが、この指針の趣旨を教えてください。またどのような対応が必要ですか？

A： ガラス繊維及びロックウール等を製造し、または取扱う作業のうち、粉じん障害防止規則の該当作業については

従来から所定の管理が行われてきたが、例えばロックウールの吹付け作業など、粉じん障害防止規則に該当しない作業の労働衛生管理は、

事業者の判断によるものであった。

一方、ガラス繊維及びロックウール等は他の鉱物性粉じんと同様、長期にわたり多量にばく露し続けられ、じん肺等の呼吸器障害を罹患するおそれがあります。

そこで、本指針を公布し、ガラス繊維及びロックウール等の有害性やばく露防止等のための技術的な情報を提供することで、

予防的な措置としての事業者への自主的な対応を促している。ロックウール取扱い者は本指針に従った対応をとってください。

### Q6-3：ロックウール製品には「取扱い上の注意」を表示していますが、法的に義務があるのですか？

A： ロックウールは、2014年（平成26年）の労働安全衛生法改正で表示対象になりました。

ロックウールそのものを販売する際には、労働安全衛生法に基づく表示が必要です。

一方、ロックウールを1重量%を超えて含有する製品についても、労働安全衛生法では表示が義務化されましたが、

「運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物」はラベル表示の適用除外となっています。



ロックウール製品では、吹付ロックウールのような不定形のものにはラベル表示が法的義務であり、住宅用ロックウール断熱材、ロックウール化粧吸音板、ロックウール保温材のような成形品には法的義務はありません。

ただし、ロックウール工業会では、ユーザーに安心して取扱っていただくために、すべての製品に法的ラベル表示の記載要件と合致したラベルを自主的に行っております。

### Q6-4：ロックウール製品には「取扱い上の注意」を表示していますが、その他に特に注意すべきことはありますか？

A：製品には「取扱い上の注意」として、最小限注意していただきたい事項を表示してあります。この他に皮膚への刺激を避ける措置を講じてください。また、作業衣の洗濯は、皮膚刺激を避けるためにも、他の衣類とは別に行うなどの配慮も必要でしょう。

### Q6-5：ロックウールおよびロックウール製品は、労働安全衛生法第 57 条の 2(文書等の発行いわゆる SDS(安全データシート)の発行)の対象物質ですか？

A：労働安全衛生法第 57 条の 2 の対象物質は 666 物質(許可物質も含めると 673 物質になります)となっております。

この物質の中に人造鉱物繊維がはいっています。厚生労働省の通達によると、人造鉱物繊維はガラス長繊維を除いたものとなっております。

当然人造鉱物繊維の一つであるロックウールは対象となります。

この場合、ロックウールをその重量の 1 %を超えて含む製品も対象ですが、労働者による取扱いの過程で固体以外の状態にならず、

かつ粉状または粒状にならない製品は対象外となります。

なお、ロックウール製品を製造・販売する者は、ロックウール製品を提供・譲渡する場合に SDS を提供する義務が法的にあります。

お手元に、この SDS がない場合は購入先にご確認ください。

### Q6-6：最近、GHS という略号の話がでていますが、どのようなものですか？

A：GHS とは、化学品の分類および表示に関する世界調和システムの略号で、世界的に統一されたルールに従って、

化学品を危険有害性の種類と程度により分類し、その情報があらゆる層の人たちが一目でわかるよう、ラベルで表示したり、



SDS を提供したりするシステムのことです。

### Q6-7 : GHS はロックウールに関係がありますか？

A : GHS 対応で、改正労働安全衛生法が 2006 年（平成 18 年）12 月 1 日から施行になりました。労働安全衛生法の表示・通知義務対象物質に該当する場合には、GHS に対応した表示、SDS が必要になります。ロックウールは労働安全衛生法においては、Q14、Q16 の回答にありますように、表示・通知義務対象物質のため、ラベル・SDS の内容に関しては、GHS 対応が求められます。

### Q6-8 : ロックウールについては SDS(安全データシート)の発行義務(Q16)があることが判りましたが、ロックウール製品にバインダーとして使用しているフェノール樹脂も記載義務がありますか？

A : 製下記の理由により、記載義務はありません。

フェノール樹脂中には、ホルムアルデヒドとフェノールが存在すると考えられます。

このホルムアルデヒドとフェノールは、2006 年（平成 18 年）12 月の労働安全衛生法の改正により、製品に 0.1 重量%以上含まれていた場合は SDS に記載する義務が生じてきます。

なお、測定データについては、

[「結果報告書 PDF ファイル\(108KB\)」](#)

をご参照ください。

### Q6-9 : ロックウールおよびロックウール製品は PRTR 法(略称 化学物質管理促進法)の該当物質ですか？

A : PRTR 法では第一種指定化学物質が 462 物質、第二種指定化学物質が 100 物質指定されていますが、

ロックウールはこの法律の指定化学物質とはなっていません。

また、ロックウール製品には、バインダーとしてフェノール樹脂(およびその変性物)を 4.5 質量%以下含有しています。

これに第一種指定化学物質であるフェノール、ホルムアルデヒドが微量に含有されていますが、

この法の対象は製品全体の含有率がフェノールは 1 質量%以上、ホルムアルデヒドは 0.1 質量%以上となっています。

ロックウール製品全体とした場合、0.1 質量%以上になることはありませんので、PRTR 法の対象外製品となります。